

大分大学理工学部企画運営会議細則

平成29年4月1日制定
平成29年理工学部細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部の組織に関する規程（平成29年理工学部規程第4号）第7条の規定により、大分大学理工学部（以下「本学部」という。）における教育・研究及び管理運営等の重要事項について総括的に審議し、その大綱及び基本方針を策定するために設置する、大分大学理工学部企画運営会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 会議は、本学部の運営に必要となる連絡調整を行うとともに、教授会から付託された次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 企画に関する事項

- ア 教育・研究体制の検討及び改善に関すること。
- イ 内部規則等の制定改廃に関すること。
- ウ 中期計画の実施及び見直しに関すること。
- エ 各種委員会の設置及び改廃に関すること。
- オ その他本学部における重要事項に関すること。

(2) 学科に関する事項

- ア 学科の省資源及び省エネルギーに関すること。
- イ その他学科運営に関し必要な事項

(3) 教員等に関する事項

- ア 職員の福利厚生に関すること。
- イ 教員の昇給に関すること。
- ウ 教員の兼業に関すること。
- エ その他教員等に関し必要な事項

(4) 教育及び研究に関する事項

- ア 民間との共同研究及び受託研究並びに寄附金の受入れに関すること。
- イ その他教授会から付託されたこと。

(5) 学生に関する事項

- ア 学務に関すること。
- イ 入学及び卒業に係る学生の身分に関すること（学生の懲戒処分を除く。）。
- ウ 学生の厚生補導に関すること。
- エ その他学生に関し必要な事項

(6) 予算に関する事項

- ア 本学部の予算配分方針に関すること。
- イ 本学部の予算配分計画及び決算に関すること。
- ウ その他本学部の予算に係る重要事項に関すること。

(7) 労働安全衛生に関する事項

- ア 労働安全衛生の方針に関すること。
- イ 教育研究環境及び設備等の整備に関すること。
- ウ 労働安全衛生教育の実施に関すること。

- エ 研究、実験、実習及び実技に伴う安全に関すること。
- オ 事故の原因解明及び対策の提案に関すること。
- カ その他労働安全衛生に関し必要な事項

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 教育研究評議会評議員
- (4) 学科長
- (5) プログラム長
- (6) 研究クラスター長
- (7) 事務長

- 2 前項各号に掲げるもののほか、学部長が必要と認める場合は、会議の了承の上、審議事項に関係する教員等を委員とすることができる。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、原則として、毎月1回、会議を招集する。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 4 議長が必要と認める場合は、臨時に会議を招集することができる。

(代理出席)

第5条 議長は、第3条第1項第5号及び第6号の委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(会議)

第6条 会議は、委員の4分の3以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席者の全員一致によって議決するものとする。
- 3 会議において議決ができなかった場合又は議事に疑義がある場合は、教授会において、再度審議するものとする。
- 4 学部長は、議決した事項について、適宜の方法により、教授会の構成員にその旨を報告しなければならない。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席者」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果を後に委員が出席して開催される会議において報告しなければならない。

(構成員以外の出席)

第8条 会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 会議の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第5号に規定する委員は、当分の間、工学部機械・エネルギーシステム工学科エネルギーコースの代表を含むものとする。

附 則（令和3年理工学部細則第6号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年理工学部細則第7号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年理工学部細則第1号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。